

週休2日工事の試行要領

令和2年12月10日 2諫契第488号

(目的)

第1条 建設業は、社会資本の整備を通して市民生活に貢献するという重要な役割を担っているが、他の産業と比較して労働時間が長く、休日が少ないことが課題となっている。この要領は、建設業の従業員の健康を確保し、及びワーク・ライフ・バランスを改善し、並びに将来の担い手を確保するために、休日数を増やし、より働きやすい職場環境作りの取組として、建設業の「週休2日」を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 週休2日工事 対象期間において、4週6休以上の現場閉所を行ったと認められる工事をいう。
- (2) 対象期間 工事着手日から工事完成日までの期間をいう。
- (3) 現場閉所 巡回パトロール、保守点検等の現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。
- (4) 4週6休以上 対象期間内の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が21.4%（6日／28日）以上の水準に達する状態をいう。
- (5) 工事着手日 工事施工範囲内で何らかの作業に着手した日をいう。準備期間内における調査、測量、現場事務所等の設置等の準備作業を含む。
- (6) 工事完成日 工事施工範囲内で全ての作業が終了した日をいう。後片付け期間は含まない。

(試行対象工事)

第3条 試行の対象となる工事は、市が発注する土木工事であって土木工事標準積算基準、電気通信設備積算基準及び機械設備積算基準を用いて積算するもののうち、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 災害復旧工事
- (2) 小規模工事、工場制作が主たる工事、材料費が工事費の大部分を占める工事等で現場作業期間が4週間未満であることが想定される工事
- (3) 供用を控える等工期に制約がある工事

(週休2日の考え方)

第4条 週休2日の考え方は、次のとおりとする。

- (1) 対象期間内において、現場閉所率が21.4%（6日／28日）以上の水準に達する状態であること。
- (2) 年末年始休暇（6日）及び夏季休暇（3日）は、対象期間から除く。
- (3) 工場製作のみを実施している期間及び工事の全面中止を行っている日は休日に含まない。
- (4) 現場閉所の際は、対象工事の元請技術者（現場代理人、主任技術者及び監理技術者をいう。以下同じ。）は休日を取得するものとする。
- (5) 降雨、降雪等の気象・海象条件により現場の作業を中止した場合は、現場閉所を行い、かつ、元請技術者が休日を取得した場合に限り休日とみなす。
- (6) 労働基準法（昭和22年法律49号）第35条の休日の規定を遵守していること。
- (7) 受注者は、週休2日の取組に当たり、工期や契約金額等について下請け業者へのしわ寄せが生じることがないように、下請業者に対して必要な情報を提供するとともに、協力を求めるものとする。

（受注者の取組と発注者の確認）

第5条 受注者の取組内容と発注者の確認については、次のとおりとする。

- (1) 受注者は、週休2日の実施の有無を監督職員と協議し、施工計画書の提出前までに実施の有無を工事打合せ簿に明記し、発注者に提出する。
- (2) 受注者は、週休2日を実施する場合は、週休2日の取得計画を立て、施工計画書の予定工程に記載し発注者へ提出する。契約変更したときには、変更計画書を提出する。
- (3) 受注者は、不測の事態等により予定工程に変更（土日作業等）が生じた場合には、その変更予定工程とその理由について発注者と協議を行う。ただし、不測の事態等のうち、以下に掲げる状況など、受注者の責によらないと判断できる場合において土日等に作業を行った場合においては、休日として取り扱うものとする。

ア 発注者が、作業または現場パトロール、現場見学会等を要請した場合。

イ 現場内にて災害または第三者による事故が発生し、早急に対応する必要がある場合。

ウ 周辺住民等からの要望等に対応するために作業が必要である場合。

- (4) 受注者は、対象期間中、対象工事が週休2日工事であることを、現場において看板等により掲示する。
- (5) 発注者は、受注者から提出された予定工程や変更予定工程（理由含む）が妥当であるか確認を行う。妥当ではないと判断された場合は、受注者へ修

正を指示する。

- (6) 発注者は、施工中に施工プロセスチェック（工程管理）にもとづき、出勤簿や出面表等を用いて現場閉所の実施状況を確認する。
- (7) 受注者は、実施工程表等により、週休2日の実施状況を取りまとめ、月1回監督職員へ報告するものとする。
- (8) 監督職員は、原則として、工期末の28日前（その日が諫早市の休日を定める条例（平成17年条例第3号）第1条第1項の市の休日に当たるときは、その直前の市の休日でない日。）に、受注者から報告された週休2日の実施状況及び週休2日の取得計画から週休2日の達成状況を確認するとともに、その時点から工事完成予定日までの間における週休2日の実施見込を確認するものとする。ただし、発注者が特別の理由があると認める場合は、発注者及び受注者の協議により週休2日の達成状況及び実施見込を確認する期日を変更することができるものとする。
- (9) 受注者は、工事完了後、週休2日の実施の有無にかかわらず実態調査（アンケート）に協力するものとする。

（週休2日工事の試行方法）

第6条 入札方式は、一般競争入札（総合評価落札方式を含む）および指名競争入札とする。

2 発注方式は、発注者が週休2日工事の対象工事として発注し、受注者が契約後に週休2日を実施するか否かを判断して実施する「受注者希望型」とする。

（補正と契約変更）

第7条 試行の対象となる工事においては、発注者は、当初設計において第4項に定める週休2日補正係数を用いて増額補正した額で発注する。

2 受注者が週休2日を実施する場合は、第5条第8号の規定に基づき達成状況を確認し、この時点までにおいて未達成の場合は、前項に定める補正を減じた変更契約を行う。

3 受注者が週休2日を実施しない場合は、補正を減じた変更契約を行う。

4 週休2日補正係数は、次のとおりとする。ただし、労務費の補正について、土木工事市場単価、下水道工事市場単価及び地質調査市場単価は補正の対象としない。

- | | |
|--------------|--------|
| (1) 労務費 | 1. 0 1 |
| (2) 機械経費（賃料） | 1. 0 1 |
| (3) 共通仮設費 | 1. 0 2 |
| (4) 現場管理費 | 1. 0 3 |

5 受注者は、契約後において、当初設定された工期が週休2日を実施するにあ

たつて適当ではないと判断した場合は、必要工期を算出し、施工計画書の提出前までに発注者と工事打合せ簿により協議を行う。発注者が妥当であると判断した場合には契約変更の対象とする。

(対象工事である旨の明示)

第 8 条 発注者は、週休 2 日工事の対象工事であることを特記仕様書等に明示(別紙 1) するものとする。

(週休 2 日工事試行を推進するための措置)

第 9 条 発注者は、試行対象工事において、受注者が週休 2 日を実施しない場合においても 4 週 5 休以上の休日確保することを特記仕様書等に記載するものとする。

(準用)

第 10 条 第 2 条から前条までの規定は、市上下水道局が発注する工事について準用する。

(その他)

第 11 条 この要領に定めのない事項については、必要に応じ、受注者及び発注者の協議により定めるものとする。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日以降に起工する工事から適用する。

【受注者希望型】

(特記仕様書 第 4 章 施工条件明示 第 3 条 1. 工程関係)

週休 2 日工事における現場閉所の実施

本工事は、週休 2 日試行対象工事であり、「4 週 6 休」の現場閉所を行うための費用を計上している。受注者は「4 週 6 休」の実施の有無を選択できるものとし、実施する場合は、施工計画書の提出前までに監督職員と工事打合せ簿により協議のうえ、予定工程において設定された休日及び現場閉所を行うほか、以下の 1) から 7) によるものとする。

ただし、実施しない場合においても「4 週 5 休」以上の休日確保することとし、現場閉所率を、17.8% (5 日 / 28 日) 以上とする。また、この場合においては、完成通知時において実施工程表等により実施状況を取りまとめ監督職員へ報告するものとする。

- 1) 受注者は、工事着手日から工事完成日までの期間において、「4 週 6 休」の休日確保することとする。
- 2) 予定工程において設定された休日は、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き監督職員との協議なしに現場事務所を営業することや、工事及び測量等の現場作業のみならず書類整理等の事務作業も実施することが出来ない。やむを得ず休日に作業（災害対応や緊急工事等）を実施する場合には、監督職員と協議を行うこととする。
- 3) 元請技術者（現場代理人、主任技術者、監理技術者）は現場閉所にあわせて、必ず休日とすること。
- 4) 工期について、受注者が「4 週 6 休」を実施する場合、「必要工期」を算出し発注者と協議を行い、妥当と判断される場合は変更の対象とする。
- 5) (土木工事積算基準書・電気通信設備積算基準・機械設備積算基準使用の場合)「4 週 6 休」の実施内容および現場閉所の達成状況に合わせ、「4 週 6 休」未満の場合並びに「4 週 6 休」を選択しなかった場合は、補正を減じた変更契約を行うものとする。「4 週 6 休」とは、現場閉所率が 21.4% (6 日 / 28 日) 以上の場合とする。

補正係数については、下記のとおりとする。

【補正係数】

- | | | | |
|---------|------|-------------|------|
| ① 労務費 | 1.01 | ② 機械経費 (賃料) | 1.01 |
| ③ 共通仮設費 | 1.02 | ④ 現場管理費 | 1.03 |

- 6) 対象期間中、工事現場に週休2日工事であることを現場において看板等により掲示すること。
- 7) 工事完了後、「4週6休」の実施の有無にかかわらず実態調査（アンケート）に協力すること。